

棚倉町広報たなぐら広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、棚倉町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成23年棚倉町要綱第4号。以下「要綱」という。）に基づき、町が作成する広報たなぐらへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 要綱第5条に規定する町長が定める広告の掲載位置は、広報たなぐらの表紙、最終ページ及び町長が指定するページを除く各ページの下1段とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告の掲載回数)

第3条 広告の掲載回数は、1回の申込みにつき最大12回とする。

(掲載規格及び広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

- (1) 各ページの下1段（横174ミリメートル×縦45ミリメートル） 12,000円
- (2) 各ページの下1段の2分の1相当（横86ミリメートル×縦45ミリメートル） 6,000円

(掲載内容)

第5条 広告のデザイン、内容等は、広報たなぐらの公共性を損なうことのないよう広告主と調整して掲載するものとする。

(掲載の割付け等)

第6条 掲載する広告の割付けについては、地域創生課長が行う。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年2月7日から施行する。

この基準は、平成25年2月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。